

四日市市農委規程第 3 号

四日市市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市農業委員会

会長 豊 田 忠 篤

四日市市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

四日市市農業委員会事務局規程（昭和 3 6 年農委規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 5 条 （略） 事務局長専決事項 (1) 委員会の議決に係る許可書及び証明書（生産緑地法（<u>昭和 49 年法律第 68 号</u>）第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者についての証明書を除く）の交付並びに関係書類の進達に関すること。 (2) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）<u>第 3 条の 3、第 4 条第 1 項第 7 号</u>及び第 5 条第 1 項<u>第 6 号</u>の届出に係る受理又は不受理の決定並びに当該届出者に対する通知者の交付に関すること。 (3) 農地法に基づく農地の買収又は売渡に関すること。 (4)～(5) （略）	第 5 条 （略） 事務局長専決事項 (1) 委員会の議決に係る許可書及び証明書（生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者についての証明書を除く）の交付並びに関係書類の進達に関すること。 (2) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号。<u>以下「農地法」という。</u>）第 4 条第 1 項<u>第 8 号</u>及び<u>同法</u>第 5 条第 1 項<u>第 7 号</u>の届出に係る受理又は不受理の決定並びに当該届出者に対する通知者の交付に関すること。 (3) 農地法に基づく農地の買収又は売渡<u>及び農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく登記事務</u>に関すること。 (4)～(5) （略）

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(農業委員会事務局)